

(介護予防)訪問リハビリテーション(利用料金表)

1. (介護予防)訪問リハビリテーション費

(単位:円)

項 目	自己負担額
訪問リハビリテーション費	308／回
介護予防訪問リハビリテーション費	298／回

2. 各種加算

(単位:円)

項 目		自己負担額	備 考
サービス提供体制 強化加算		6／回	訪問リハビリテーションを直接提供する理学療法士などのうち、勤続年数7年以上の者が1人以上配置
		3／回	訪問リハビリテーションを直接提供する理学療法士などのうち、勤続年数3年以上の者が1人以上配置
短期集中個別リハビリテーション 実施加算		200／日	退院(所)日または認定日から3月以内にリハビリテーションを集中的に行った場合。
認知症短期集中リハビリ テーションマネジメント加算		240／日	医師が認知症と判断し、またリハビリによって生活機能の改善が見込まれると判断された者に対して、退院(所)日又は訪問開始日から3月以内にリハビリテーションを集中的に行った場合。(1週に2日を限度として加算)
リハビリテーション マネジメント加算	イ	180／月	リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーション計画の作成に関与した理学療法士などが計画内容を説明する など
	ロ	213／月	上記とリハビリテーション計画の国への提出
		270／月	リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーション計画について医師が利用者または家族に説明・同意を得た場合
訪問リハ計画診療未実施減算		50／回減算	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合 など
介護予防訪問リハビリ減算		30／回減算	介護予防訪問リハビリテーションの利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えて介護予防訪問リハビリテーションを行う場合は、1回につき30単位を所定単位数から減算する
		減算なし	定期的なリハビリテーション会議によるリハビリテーション計画の見直しを行いLIFE へリハビリテーションのデータを提出しフィードバックを受ける場合
退院時共同指導加算		600/1回限り	退院前カンファレンスに参加し退院時共同指導を行った後、初回の訪問リハビリテーションを行った場合
介護職員等処遇改善加算		加算率1.5%	介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の1ヶ月あたりの総単位数に、1.5%の加算率を掛け合わせる